

令和6年度大分県福祉のまちづくり推進協議会 会議録

日時：令和6年11月15日（金）10:00～11:30  
場所：県庁新館5階 51会議室

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について

委員発言	回答	事務局回答
<p>基礎的基準と誘導的基準の違いと、基礎的基準に関する適用除外を認める際の流れを教えてください。</p>	<p>福祉保健企画課</p>	<p>基礎的基準は原則として適合させるよう努めなければならない基準で、誘導的基準は義務ではないが目標として適合させてもらいたい基準である。 適用除外については、物理的制約等からどうしても適合させることが難しいケースについて、建築指導の中で人による介助などの代替措置を求め、妥当な措置が示された場合に認めている。</p>
<p>事務局から届出時期の前倒しについて提案があったが、現行の着工30日前までの届出に関して、施主や設計事務所も建築指導を受けて修正するには遅すぎると認識なのか。</p>	<p>福祉保健企画課</p>	<p>バリアフリー法がベースにあるので、設計事務所は条例や施行規則の届出規定について認識しているが、基礎的基準に適合させるためにどのくらい余裕をもって届け出てくるかは、個々の届出側の意識で差が出るのではないかと考えている。</p>
<p>今回の見直し案については、建築士会など現場サイドの意見も十分聞いてもらいながら、条例の目的を達成するため、適用除外を認めざるを得ないケースをできるだけ減らしていくような取組をお願いしたい。</p>	<p>福祉保健企画課</p>	<p>今後、建築士会など関係者とも十分協議・調整しながら、取組を進めていく。</p>
<p>福祉施設や病院には面積規模にかかわらず全て基礎的基準が適用されるため、適用除外のケースが多くなっていると思われるが、小規模の施設だと基準に適合させるのが難しいという現状はないのか。事務局から適用除外の考え方を整理・明示したいとの提案があったが、面積規模で取り扱いを変えていくという考え方はあるのか。</p>	<p>福祉保健企画課</p>	<p>明確なデータはないが、ご指摘のような現状は十分考えられるので、次回以降、面積規模ごとにどのようになっているかお示しできるようにしたい。また、見直しについて関係者と協議していく中でそういった議論も出てくると思われるので、他県の例も参考に、関係者の意見を聞きながら整理していきたい。</p>

(2) 福祉のまちづくりに関する取組について

委員発言	回答	事務局回答
<p>バスの減便などで移動手段が少なくなる中、タクシー会社の運転手確保も大変だと思うが、県が補助しているにも関わらず福祉タクシーやユニバーサルタクシーの予約が1か月待ちになっている状況を改善してもらいたい。</p>	<p>地域交通物流対策室</p>	<p>ユニバーサルタクシーについては、令和3年度から5年度にかけて約90台を助成してきたところであるが、ご意見を踏まえ、今後、移動手段の確保について何ができるか検討していく。</p>
<p>歩車分離式交差点において、歩行者の横断時間が終わった後、車両の進行方向に沿って歩行者も横断できる箇所があるが、その際に音響信号機が鳴っていない場合があるので対応してもらいたい。</p>	<p>県警交通規制課</p>	<p>歩車分離式信号機については、全ての交差点で車両を停止させて歩行者が横断する時間を設ける交差点と、車両と同方向に進行する歩行者が横断する時間を設ける交差点の2通りがある。基本的にはどちらも音響がなるようにしているが、一部実現できていないところもあるので、今後整備を進めていく。</p>
<p>以前の協議会で、屋根付きのバス停やバス停へのベンチ設置個所を増やしてほしいとの意見を出したことがあるが、その後どういった対応をとっているのか。</p>	<p>地域交通物流対策室</p>	<p>各バス事業者において対応いただく内容であり、設置の現状を把握できていないが、ご要望はバス事業者にお伝えしたい。また、市町村が運営するコミュニティバスのバス停施設には県から支援している。</p>

(3) その他

委員発言	回答	事務局回答
<p>病院などの点字ブロックが、車いすを利用している障がい者や高齢者にはかえって障壁（バリア）になることもあるということを理解しておいてもらいたい。</p>	<p>福祉保健企画課</p>	<p>届出の受付機関において、そうした視点からも審査してもらえるよう、受付機関にご意見をお伝えする。</p>
<p>交通事業者の立場からは、人口減少・少子化の中で運転手や駅の人員を確保することが難しい。そのような中で、高齢のお客様や体の不自由な方など介助が必要なお客様をサポートするシステムも導入するなど、事業者側も努力していることを多くの方に知っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>